

## 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	情報	制定	X0560	自動認識及びデータ取得技術－RFIDのサプライチェーンへの適用－製品タグ付け、製品包装、輸送単位、リターンブル輸送器材及びリターンブル包装器材	Automatic identification and data capture techniques - Supply chain applications of RFID - Product tagging, product packaging, transport units, returnable transport items and returnable packaging items	近年、物流業界における労働力不足、小口配送の増加などの課題に加えて2024年問題などによる物流クライシスが大きな社会的課題となっている。このような状況に対し、“総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)”では“物流DX”推進の必要性が明記されている。サプライチェーンの効率的な管理手段の一つとして、製品包装、リターンブル容器などの物流機器、パレット積載の輸送単位などへのRFIDの活用が挙げられる。RFIDに関しては、JIS Z 0664～JIS Z 0667 (RFIDのサプライチェーンへの適用)の4規格があり、サプライチェーンにおける、製品のタグ付け、製品包装、輸送ユニット、リターンブル輸送器材及びリターンブル包装器材に対してRFIDによる管理を行う際のRFIDの基本機能を規定している。 このたび、ISO/IEC JTC 1では、これらのJISの基としているISO 17364～17367の4規格を統合して、ISO/IEC 17360:2023が制定され、これを受けて、JISにおいても最新の技術情報等を反映した国際規格に整合する規格を制定する必要がある。なお、国際規格の管轄がISO/TC 122(包装)からISO/IEC JTC 1/SC 31(自動認識及びデータ取得技術)に変更されたため、統合後はX規格とする。また、この規格の制定に伴い、旧規格であるJIS Z 0664～JIS Z 0667の4規格を廃止する必要がある。	この規格を制定することで、国際規格に準拠したRFIDによるサプライチェーン管理が促進され、サプライチェーン管理の効率化、省力化が実現して、日本の物流業界における物流DXの推進につながる事が期待できる。また、サプライチェーン管理の高度化により、輸送途中でのトレーサビリティが確保され、食品、工業製品などの安全性が担保されることで、安心・安全な社会の実現にも寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・概念 ・物品識別子 ・RFIDラベル付き資材の識別 ・附属書A(符号化)	Z0664、Z0665、Z0666、Z0667	ISO/IEC 17360:2023	IDT	第2条の該当号: 6(種類、構造)  対象事項: RFID	法律の目的に適合している。	利点: ア、カ  欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本自動認識システム協会のWG	2024年10月
JSA	情報	制定	X25002	システム及びソフトウェア技術－システム及びソフトウェアの品質要求及び評価(SQuaRE)－品質モデルの概観及び利用法	Systems and software engineering - Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - Quality model overview and usage	ソフトウェア製品及びソフトウェア集約的なコンピュータシステムには、開発者、購入者、利用者など、多くの利害関係者が存在するため、その品質の総合的な要求仕様及び評価(SQuaRE)は利害関係者への価値を確実にする重要な要因である。このため、国際規格においては、品質管理、品質モデル、品質測定、品質要求及び品質評価の各部門からなるSQuaREシリーズ規格が整備されており、我が国においても、これらの国際規格との整合を図ったJIS化が進められてきている。 これらのうち、品質モデルに関するISO/IEC 25010:2011に対しては、JIS X 25010:2013が制定されており、ICT業界で非常に多く活用されている。 今般、ISO/IEC 25010は2023年の改訂によって、ISO/IEC 25010:2011に含まれていた、品質モデルの概要及び使用法に関する事項、製品品質モデル、利用時品質モデルのうち、製品品質モデルを引続きISO/IEC 25010:2023に規定し、品質モデルの概要及び使用法に関する事項をISO/IEC 25002:2024に移行し、また、利用時品質モデルに関する事項をISO/IEC 25019:2023に移行した。 こうしたことから、国際規格の体系と整合を図るとともに、我が国の技術の実態に即した規格とするため、それぞれの国際規格に対応するJISを制定・改正することが必要となっている。 本規格は、ISO/IEC 25002:2024を基に制定するものであり、SQuaRE品質モデルの構造を紹介し、品質モデルを開発するための要求事項を規定するものである。また、実際の品質モデル適用において重要な、品質モデルのカスタマイズ方法も示している。さらに、SQuaRE品質モデルが、情報システムのライフサイクル全体にわたる品質関連活動の指針として、他のSQuaRE規格との併用方法を説明している。また、品質モデルに関してすべての利害関係者が理解できる品質特性を記述するための共通言語を提供する重要な規格である。 なお、ISO/IEC 25019:2023を基にJIS X 25019を新たに制定し、また、ISO/IEC 25010:2023との整合を図るため、JIS X 25010を改正する作業を開始している。	・ステークホルダー顧客組織と開発組織との間あるいはコンシューマ製品の評価組織において、提供するシステム/ソフトウェア等の製品および利用時の品質要求に関する総合的な仕様を明確し合意形成することは重要であり、そのような活動を効果的に行うためのよりどころとなる。 ・品質要求の仕様化を行う技術者や組織にとって、有用で利便性を高める情報を得られる。 ・この規格を制定することによって、品質モデルに関連する国際規格(SQuaREシリーズ)との整合性を確保したJISが体系的に整備されることから、既に制定されているSQuaREシリーズのJISと共に、システム及びソフトウェア製品の品質に関して、顧客組織と開発組織との間で、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・略語 ・適合性 ・品質モデルの概観 ・品質モデルの枠組み ・品質モデルの利用法	—	ISO/IEC 25002:2024	IDT	第2条の該当号: 1(鉱工業品の品質、性能)  対象事項: ソフトウェアシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ  欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年10月